

令和3年4月15日

都道府県肢連 会長 殿

一般社団法人 全国肢体不自由児者父母の会連合会
会長 清水 誠一
(公印略)

アステラス製薬(株)による『車いす送迎自動車』贈呈に関する推薦について

令和3年度もアステラス製薬株式会社様の、「社員ボランティア基金『フライングスター基金』」より、車いす送迎自動車を下記の通り、計4台を贈呈いただけることとなり、推薦の依頼がありました。

① 普通自動車（スロープ付き自動車 車椅子二脚 仕様） 3台

② 軽自動車（スロープ付き自動車 車椅子一脚 仕様） 1台

贈呈を希望される場合には「①普通車」か、「②軽自動車」のどちらかを選択し応募して下さい。
車種、車輛メーカー等につきましては現在フライングスター基金にて選考がされています。

【提出書類】

- ・都道府県肢連からの推薦状(同封の書類にて提出下さい)
- ・付帯調査事項(同封の書類にて提出下さい)
- ・推薦される団体及び施設の会則
- ・推薦される団体及び施設の役員名簿とご職業
- ・推薦される団体及び施設の2020年度財務諸表(収支計算書・貸借対照表の2種類)
- ・推薦される団体及び施設の2021年度予算書
- ・推薦される団体及び施設の直近の機関紙(発行している場合)
- ・推薦される団体及び施設の建物の写真・パンフレット

近年、贈呈された『車いす送迎自動車』を無断で廃車若しくは名義変更をするケースが起こっています。
また、交通規則違反等の目撃情報がクレームとしてアステラス製薬様に入っています。

『車いす送迎自動車』を運転する際は、自分たちの施設・団体だけでなく、アステラス製薬様の看板をも背負っていることをご理解ください。事故等は速やかに全肢連にもご一報ください。

この様に管理が徹底できない(事前に連絡・報告がない)施設や団体等を推薦されますと、今後その都道府県に対し『車いす送迎自動車』の寄贈見送りという事態にもなりかねません。

アステラス製薬様は、『車いす送迎自動車』を有効に活用し、維持管理を確実に継続できる施設や団体を希望されております。

別掲推薦基準を今一度ご確認のうえ、ご推薦の程お願いいたします。

なお、自動車税・自動車取得税の減免申請・登録等は業者がお手伝いいたします。

【提出締切】 令和3年5月28日(金)までに、全肢連事務局 推薦書原本 必着

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

一般社団法人 全国肢体不自由児者父母の会連合会 (担当:宮澤)

TEL : 03-3971-3666 / E-mail : miyazawa@zenshiren.or.jp

アステラス製薬(株)車いす送迎自動車推薦基準

- ① 地域福祉の推進のため、地域で草の根的活動を続けている施設や団体。
- ② 『車いす送迎自動車』を必要とする施設・団体。
- ③ 債務超過に陥っておらず、財務状況から寄贈車輛の維持管理を確実にでき、有効に活用が可能な施設・団体（※1）。
- ④ 各都道府県肢連の関係する施設・団体に限ります（※2）。
- ⑤ 他団体や企業等より、今年度『車いす送迎自動車』の贈呈を受けた（予定含む）所もご遠慮ください。
- ⑥ 過去「フライングスター基金」及び「スリーナイン基金」で『車いす送迎自動車』を寄贈された施設・団体は対象外となります（※3）。
- ⑦ 設立初年度の施設・団体（※4）は対象外とします。
- ⑧ 「医療機関（※5）」または、「医療関係者（※6）が施設長等に就任している施設・団体」は対象外とします。

※1 車いす送迎自動車の寄贈先は推薦状内容および提出資料をもとにアステラス「フライングスター基金運営委員会」にて審査・決定されます。審査の際は車輛の必要性だけでなく、車輛の維持管理が確実に継続できることを確認するため、財務諸表も詳細に確認しますので予めご了承ください。

※2 各都道府県肢連からの推薦は1施設であり、複数施設の推薦は受け付けられません。車輛は「①普通自動車」、「②軽自動車」のどちらかを選択いただきます。

※3 近年、いままで同基金（フライングスター、スリーナイン）で贈呈を受けた施設からの再度の推薦がみられます。過去寄贈を受けた施設は対象外になりますのでご注意ください。

※4 必要書類に含まれている「前年度の財務諸表」を提出できないため対象外とします。

※5 医療機関とは病院、診療所、介護老人保健施設、薬局、その他医療を行うものの総称です。

※6 医療関係者とは医療機関に所属する医師、歯科医師、薬剤師、看護師等を指します。「診療行為に携わる医療機関」、または「医療関係者が役員に就任している」福祉施設・団体に対して、アステラス製薬が車を寄贈することは、薬の処方や購入を誘引する可能性があるため業界ルールにおいて禁止されています。従いまして「医療機関」、または「医療関係者が施設長等に就任している」福祉施設・団体は対象外となります。